

育成競技スポーツ教室実施要項

- 1 目的

県内の育成競技の活性化と競技人口の拡大を図るために、本事業を実施する。
- 2 事業内容
 - (1) 業務内容

各競技の活動拠点において、小・中・高校生を対象にしたスポーツ教室を実施する。

 - ア 実施競技
水球・シクロノイズトスミング・ウェイトリフティング・フェンシング・ライフル射撃
 - イ 対象人数
各競技30人程度
 - ウ 指導者
各競技団体推薦の県内指導者3人とする。
 - エ 期間及び回数
各競技 7月～2月 原則として、土・日を利用して計8回実施する。
 - オ 実施時間
1日（1回） 3時間程度
 - (2) 事業に係る経費
 - ア 公益財団法人鹿児島県体育協会からの助成金による。
各競技 250,000円
 - イ 助成対象経費及び単価基準等

費 目	内 容
謝 金	指導者の謝金として、1日5,000円を上限とする。
交 通 費	指導者及び参加者の交通費の実費程度とする。
競技用具整備費	競技用具の実費とする。
消 耗 品 費	消耗品の実費とする。
印 刷 製 本 費	資料等の印刷製本代の実費とする。
通 信 費	スポーツ教室案内に係る通信費（切手代等）とする。
会 場 借 上 料	会場借上料の実費とする。
- 3 助成金の交付及び精算
 - (1) 実施競技団体会長は、競技スポーツ強化対策事業育成競技スポーツ教室助成金交付申請書（様式1）、事業実施計画書（様式2）、収支予算書（様式3）及び請求書（様式4）を速やかに公益財団法人鹿児島県体育協会会長へ提出する。
 - (2) 事業終了後は速やかに、競技スポーツ強化対策事業育成競技スポーツ教室実施報告書（様式5）、事業報告書（様式6）、収支決算書（様式7）に、対象経費の領収書等（指導者の謝金・交通費用領収書（様式8）、参加者の交通費用領収書（様式8-1））及び事業ごとの参加者名簿（様式9）を提出する。
なお、事業報告書（様式6）と参加者名簿（様式9）は実施日ごとに作成する。
- 4 県体育協会との協議事項
 - (1) 競技用具整備費の執行に当たっては、県体育協会と協議するものとする。
 - (2) 助成事業の内容を変更又は中止しようとするときは、県体育協会と協議するものとする。
なお、助成金の全部又は一部を実施できなかつたとき及び目的以外に使用したときは、助成金の全額又は一部を返還させることがある。
 - (3) この要項の定めるところによるもののほかは、県体育協会と協議するものとする。
- 5 その他
 - (1) 参加料は徴収しない。
 - (2) 指導者・参加者は、必ずスポーツ安全保険等に加入すること。
 - (3) 実施に当たっては、事故防止のため選手の体力・体格差等を考慮するとともに、天候の変化及び練習会場の安全等にも十分配慮すること。